

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aに雇用され、廃棄物収集運搬業務等に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、トラックの荷台に上がり、シートを掛ける作業をしていたところ、足を踏み外して落下し負傷した。

請求人は、同日、B医院やC病院に受診し、「右踵骨骨折、左踵骨打撲、腰椎・骨盤打撲」等と診断され、同病院やD形外科等において療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、E医師作成の意見書や請求人の陳述等から、右足関節の機能障害及び右踵骨部痛、右足痛等の神経症状であると認められる。

(2) 右足関節の機能障害についてみると、E医師や監督署職員による関節可動域の測定結果で、健側に比して2分の1以下に制限されているが、「関節の用を廃したもの」には該当しないことから、当審査会は、障害等級第10級の10「1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」に該当するものと判断する。

(3) 右下肢に残存する神経症状についてみると、請求代理人は右踵骨部痛、右足部痛等が残存していることが認められ、同神経症状に関し、E医師の、軽易な労務は可能と推察されるが、中程度以上の労務に服することは不可能と認められる旨の意見を引用して、障害等級第7級に該当するものであると主張している。

しかし、当審査会は請求人が訴える神経症状は、右踵骨骨折等による局部(右下肢)の末梢神経系の障害であり、カウザルギーや反射性交感神経性ジストロフィー(RSD)でもないことから、その程度は障害等級第12級の12「局部に頑固な神経症状を残すもの」を超えるものではないと判断する。

(4) 請求人には、上記障害等級第10級と第12級に該当する障害が残存していることから、障害等級を併合の方法を用いて準用等級を定めると、「障害等級第13級以上に該当する障害が2以上あるとき」に該当することから、労災則

第14条第3項の規定により、重い方の等級を1級繰り上げて、障害等級第9級となると判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第9級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。